

令和7年第2回臨時会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 7 年 5 月 9 日（金曜日）

議 事 日 程（第1号）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期決定の件

第3 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

第4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）

第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

第6 同意第1号 教育委員会委員の任命について

第7 閉会中の継続調査申し出について

~~~~~

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第7まで

~~~~~

出 席 議 員（13名）

1 番	武 田 秀 義 君	2 番	山 本 大 輔 君
3 番	林 健 三 君	4 番	村 井 眞 菜 君
6 番	中 野 正 延 君	8 番	伴ノ内 珠 喜 君
9 番	中 屋 康 君	10 番	水 間 淳 一 君
11 番	下 元 真 之 君	12 番	味 元 和 義 君
13 番	橋 本 章 央 君	14 番	堀 本 伸 一 君
15 番	緒 方 正 綱 君		

~~~~~

欠 席 議 員（2名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 5 番 | 佐 竹 将 典 君 | 7 番 | 田 邊 哲 夫 君 |
|-----|-----------|-----|-----------|

~~~~~

説明のため出席した者

町 長	中 尾 博 憲 君	副 町 長	森 武 士 君
会計管理者兼会計管理室長兼参事	池 上 康 一 君	総務課長兼選挙管理委員会事務局長	佐 竹 雅 人 君
危機管理課長	味 元 伸二郎 君	企 画 課 長	富 田 努 君
農林水産課長	武 田 正 人 君	にぎわい創出課長	小 笹 義 博 君
税 務 課 長	西 岡 健 二 君	町 民 課 長	三 宮 佳 子 君
建 設 課 長	下 元 敏 博 君	健康福祉課長	国 澤 豪 人 君
高齢者支援課長	三 本 明 子 君	環境水道課長	戸 田 太 郎 君
教 育 長	山 脇 光 章 君	教育次長兼学校教育課長	川 上 武 史 君
生涯学習課長	今 西 浩 一 君	農業委員会事務局長	小 嶋 二 夫 君
農業委員会会長	太 田 祥 一 君	総務課財政班長	西 尾 洋 亮 君
特別養護老人ホーム事務長	佐 竹 あゆみ 君		

大正地域振興局

局長兼地域振興課長	北 村 耕 助 君	町民生活課長	長 森 伸 一 君
-----------	-----------	--------	-----------

十和地域振興局

局長兼地域振興課長	吉 川 耕 司 君	町民生活課長	池 田 康 人 君
-----------	-----------	--------	-----------

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

事務局職員出席者

事務局 長	岡 英 祐 君	次 長	小 野 川 哲 君
書 記	茨 木 萌 愛 君		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

○議長（緒方正綱君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和7年第2回四万十町議会臨時会を開会します。

町長から、4月1日付で令和7年度の定期異動による職員の配置換えを行ったので、関係職員の自己紹介をさせたい旨の申出がっております。

これを許可します。順次、自己紹介をお願いします。

会計管理者兼会計管理室長兼参事池上康一君。

○会計管理者（池上康一君） おはようございます。改めまして、会計管理者兼参事の池上康一と申します。今後ともよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 総務課長兼選挙管理委員会事務局長佐竹雅人君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（佐竹雅人君） おはようございます。この度の異動で総務課長になりました佐竹雅人と申します。まだまだ勉強不足ですが、一生懸命頑張っていきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 企画課長富田努君。

○企画課長（富田努君） おはようございます。この度の人事異動で企画課長を拝命いたしました富田努です。これまで6年間、十和地域振興局長で、一地域の振興を主軸に置いて業務に取り組んでまいりましたが、これからは企画課長ということで、幅広くまちづくりに関わる立場になりましたので、これまで以上に広い視野を持って、バランス感覚と、めり張りを大事に頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 農林水産課長武田正人君。

○農林水産課長（武田正人君） おはようございます。本年4月より農林水産課長を務めることとなりました武田正人と申します。農林水産業発展のため、関係者の皆様方のご協力を仰ぎながら、課員と共に精いっぱい取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 町民課長三宮佳子君。

○町民課長（三宮佳子君） おはようございます。この度の人事異動で町民課長となりました三宮と申します。相談しやすい窓口であるように課員と共に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 総務課財政班長西尾洋亮君。

○総務課財政班長（西尾洋亮君） おはようございます。総務課財政班長の西尾と申しま

す。財政で勤務するのは9年ぶりとなり、新しいことを勉強していかなきゃいけないところですが、精いっぱい努めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 教育次長兼学校教育課長川上武史君。

○教育次長（川上武史君） おはようございます。この度、教育次長兼学校教育課長となりました川上武史です。教育行政、教育部局、初めてですが、日々勉強しながら頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 特別養護老人ホーム窪川荘事務長兼四万十荘事務長佐竹あゆみ君。

○特別養護老人ホーム事務長（佐竹あゆみ君） おはようございます。この度の異動で、特別養護老人ホーム窪川荘、四万十荘の事務長となりました佐竹あゆみと申します。精いっぱい取り組んでいきますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 農業委員会事務局長小嶋二夫君。

○農業委員会事務局長（小嶋二夫君） おはようございます。この度、農業委員会事務局長を拝命いたしました小嶋二夫と申します。農業委員会は初めての部署になりますが、これまでの経験を生かし、歴代の事務局長に劣ることのないよう精進してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長兼地域振興課長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） おはようございます。十和地域振興局長、十和地域振興課長の吉川です。局長という仕事は非常に幅広くて、勉強できていない部分も多々あり、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、一生懸命やりますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 大正地域振興局副局長兼町民生活課長長森伸一君。

○大正町民生活課長（長森伸一君） おはようございます。この度、大正地域振興局副局長兼町民生活課長を拝命いたしました長森伸一と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局副局長兼町民生活課長池田康人君。

○十和町民生活課長（池田康人君） おはようございます。今回の人事異動で、十和地域振興局副局長兼町民生活課長となりました池田康人と申します。慣れない部署で戸惑いも大きいですが、課員と共に一生懸命頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 議会事務局次長兼監査委員事務局次長小野川哲君。

○議会事務局次長（小野川哲君） 議会事務局次長の小野川です。今後ともよろしくお願いします。

○議長（緒方正綱君） 議会事務局書記兼監査委員事務局書記茨木萌愛君。

○議会事務局書記（茨木萌愛君） 4月の人事異動により議会事務局書記となりました茨木と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） おはようございます。国民健康保険大正・十和診療所事務長清藤真希ですが、本日体調不良で議会を欠席させていただいております。大変申し訳ございません。

あわせて、大正診療所、大窪医師、谷中医師、4月1日から大変すばらしい方が着任しておりますので、執行部もしっかりとサポートしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（緒方正綱君） これで定期異動による配置換えを行った職員の自己紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に5番佐竹将典君、7番田邊哲夫君から欠席届があっております。報告を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、2番山本大輔君及び10番水間淳一君を指名します。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

このことにつきましては、過日の5月7日に議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長味元和義君。

○議会運営委員長（味元和義君） おはようございます。去る5月7日に議会運営委員会を開催し、会期日程については本日1日と決定しましたので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 委員長の会期報告が終わりました。委員長の会期報告は本日１日
であります。

お諮りします。

令和７年第２回臨時会の会期は委員長報告のとおり決定することにご異議ありません
か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、令和７年第２回臨時会の会
期は本日１日とすることに決定しました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第３、報告第２号専決処分の報告について（損害賠償の額を  
定めることについて）を議題とします。

提出者の報告を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 報告第２号専決処分の報告についてご説明を申し上げます。

本件は、町道で発生いたしました自動車物損事故の損害について、国家賠償法第２条第  
１項に基づく損害賠償の額を定めたものでございます。

事故の概要としましては、令和７年３月１２日の午後１１時頃、町道大道日吉線において落  
石が発生し、走行中の自動車の後部スライドドアを損傷させたもので、令和７年４月１４日  
に修理費用として３８万円の損害賠償金を支払う旨の示談が所有者と成立し、地方自治法第  
１８０条第１項の規定に基づく四万十町長専決処分事項第２項の規定に基づき専決処分しま  
したので、地方自治法第１８０条第２項の規定によりご報告申し上げます。

以上です。

○議長（緒方正綱君） これで提出者の報告を終わります。

２番山本大輔君。

○２番（山本大輔君） ちょっとお伺いさせていただきます。

昨年も社会福祉協議会の事故があったかと思いますが、その事故の場所的な、下側なの  
か上側なのかというところと。写真を見る限り、当日、雨が降っていない感じがするんで  
すけども、天候なんか、ご説明してもらいたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） お答えします。

まず場所的なものですが、社会福祉協議会の事故はかなり手前の口大道ですが、今回の事故は奥大道でして、大道中学校跡・小学校跡地が左上にあるところの手前です。

天候については、特に大きな雨等は降っておりませんので、雨の原因ではないと思います。

○議長（緒方正綱君） 2番山本大輔君。

○2番（山本大輔君） 場所も前の事故とは違ってありますし、また、天候も別に雨が降っていないということです。写真を見ても柵もありませんし、本当に走行するときに常に注意を払っておかないといけない、若しくは、もう少し大きな石であったり、場所が違えば人命と、けがなんかも想定されるところです。対応が難しいのは重々承知をしておりますけれども、これだけ事故が多いと安心・安全に生活するのは非常に難しいのではないかと思います。対応が難しいことは本当に、重ね重ね承知はしているんですけども、こういった対応を今後また行っていくのか、説明をお願いします。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） お答えします。

十和地域に関わらず四万十町全体の問題になってきますが、全体的に山間地で、狭い道が多い、落石の危険が伴う場所が非常に多いということです。令和5年5月には、先ほどもおっしゃられたように社会福祉協議会職員、及びデイサービスの利用者が事故に巻き込まれる、落石に巻き込まれる事故もありました。この箇所は、令和6年度に安全対策として防護網設置工事を実施しました。また、町内で特に危険な路線については、3月定例会で建設課長が答弁しましたが、計画的に予算配分をし、順次、安全対策工事を実施していくこととしております。また、改良工事等を行っていない路線にも、落石注意の看板設置、道路作業班のパトロールを行いながら、通行の安全を図っているところです。

以上です。

○議長（緒方正綱君） 一般質問みたいな質疑にならんように、注意をお願いします。

9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 一般質問にならんようにします。

今、2番議員がお伺いした点、もう少しお伺いしておきたいと思うんですが、要は、町道管理でこういったケースが非常に多く散見されるわけです。今回も、不幸にも遭遇された方がおいでというところです。

午後11時頃という時間で、夜中の時点で落石があったということですし、事前にiPadを

通じて場所も見えておるんですが、夜中の11時頃となりますと、被害者は認定をしてもらうために、真夜中ですが、恐らくスマートフォンか何かで撮るとかではないと思うんですが。この写真を見る限りはそういったものが翌日なのか、示談が成立して決着したのが4月14日ですか、1か月近くたっておりますので、その間、ご本人と執行部との立会、立会いといった経緯をもう少し詳しく説明いただいていたほうが我々も承認できる、親切かなと思っております。

○議長（緒方正綱君） 十和地域振興局長吉川耕司君。

○十和地域振興局長（吉川耕司君） 私が異動する前の事務処理ですので、詳しいところまでは分からない部分があるんですが、町村会への届出は事故発生の次の日になっております。写真等も、その後で撮られたものだと思います。

○議長（緒方正綱君） 9番中屋康君。

○9番（中屋康君） 時間経過をして詳しいところは現局長では分かりかねるということです。致し方ないんですが、恐らく翌日あたりは現場も立会的に行って確認をされていると思うので、今回の議案上程、報告ということであれば、前任者との引継ぎの中で話があって、我々の質問があったときに対応いただきたいなというところがあります。もうこれ以上はお伺いできないかなと思うんですが、前任あたりの兼ね合いで再度、聞いておきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） ご指摘のありましたように、少し時間もかかっていることでありますけども、当然、事故が発生した翌日に現場確認も行いまして、その上で、被害額がどれぐらいになるのかというところで見積りも徴収しなければなりません。合わせて、十和地域振興局長がお答えしましたように、町村会とのやり取り等にも時間を要したことで一定の日数がかかったと、ご理解いただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 6番中野正延君。

○6番（中野正延君） 確かに起こってしまったことの対応は仕方ないとは思いますが、現場の写真を見ても急勾配ではないと思います。例えばこんな場所のように、石垣もちゃんとついているんだろうけど、新しく流れが発生した場所、水の流れが変わってこういう崩れ方をしていると思うんですけど。こういう危険箇所は四万十町中どこにもあると思います。今後こういう事故を起こさないためにも、場所を認識しているのか、どういう対処をできるのかをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（緒方正綱君） 今の質疑もそうですが、これは報告の案件です。これからの対処とかは一般質問という質疑とみなされますので、控えていただきたいと思います。

場所とかを答えられますか。

副町長森武士君。

○副町長（森武士君） ご質問のありました町内全般にわたっての危険箇所、場所ですよ。十和地域振興局長も答弁しましたように、日頃から道路維持班がパトロール等もしておりますので、両地域振興局と建設課でも一定は把握しております。

ただ、町道の延長距離が700kmを超えているところですので、全ては把握できない、そういった状況にあることはご理解いただきたいと思います。

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終わります。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第4、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分に付しました四万十町税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところによりご報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、地方税法等の一部を改正する法律等の改正が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関係する四万十町税条例の改正の必要が生じたものです。

主な改正内容については、軽自動車税の改正となります。令和7年11月から新たな自動車排出ガス規制が適用され、総排気量50cc以下の原動機付自転車の生産が終了することに伴い、原動機付自転車免許で運転できる新たな二輪車の車両区分を導入する改正や、新たな車両区分に伴う改正となります。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第1号専決処分の承認を求めることについて（四万十町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この表決は起立により行います。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第5、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年3月31日付で専決処分に付しました四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同条第3項の定めるところによりご報告いたしますとともに、議会の承認を求めるものです。

今回の条例改正については、国民健康保険法施行令等の改正に基づき、国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分における課税限度額を24万円から26万円に引上げを行っております。また、国民健康保険税の減額の基準について、5割減額及び2割減額の対象となる世帯の所得の基準額について引上げを行っております。今回の条例改正によりまして、課税限度額を引き上げることで国保税の増収を図るとともに、景気動向等を踏まえ低所得者への負担軽減が図られたところです。

以上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより承認第2号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号専決処分の承認を求めることについて（四万十町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することは可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第6、同意第1号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 同意第1号教育委員会委員の任命について、提案理由のご説明を

申し上げます。

本議案については、現教育委員会委員の谷口和史氏の任期が令和7年5月11日をもって満了することに伴い、同氏を再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものです。

谷口氏は四万十町大正にお住まいで、年齢は74歳です。資料に記載しておりますとおり、長きにわたりスポーツクラブの代表や社会教育委員として、生涯スポーツや社会教育の普及、振興に貢献され、令和4年5月から現在までの3年間、本町の教育委員会委員として教育行政に携わっていただいております。社会教育全般に関する経験が豊富であり、氏の人柄と識見は教育委員会委員として最適任者であると確信するものです。

ご審議の上、ご同意賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（緒方正綱君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより同意第1号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意第1号教育委員会委員の任命についてを採決します。

四万十町大正、谷口和史君を教育委員会委員に任命することに同意する諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方正綱君） 起立全員です。したがって、谷口和史君の任命について同意することは可決されました。

~~~~~

○議長（緒方正綱君） 日程第7、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から提出されました、お手元に配付しております申出書のとおり、これ

らの事件を閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方正綱君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から提出されました申出書のとおり、これらの事件を閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で本日の日程は全部、終了しました。

会議を閉じます。

これで令和7年第2回四万十町議会臨時会を閉会します。

午前10時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員